

経済産業大臣の意見	事業者見解
(1) 対象事業実施区域等の設定 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。	対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置又は配置等の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映するように検討しました。その結果、配慮書段階の事業実施想定区域から方法書時点の対象事業実施区域の検討において、自然度の高い植生や人と自然との触れ合いの活動の場等を考慮し東側部分を大きく削減するとともに、風力発電機の設置基数も最大 23 基から最大 11 基へと見直しを行いました。
(2) 事業計画の見直し 上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	今後の調査、予測及び評価を踏まえた上で、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しの検討を行います。
(3) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。	第 6 章に記載の手法による調査及び予測結果に基づき、必要に応じて環境保全措置の検討を行った上で評価を行います。環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、その上で必要に応じ、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置を検討します。

経済産業大臣の意見	事業者見解
(1)鳥類に対する影響 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ及びイヌワシの生息が確認されているほか、想定区域の周辺は、ハチクマ及びサシバ等の猛禽類及びガンカモ類等の渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減に努めます。 なお、方法書作成段階においても鳥類の専門家等にヒアリングを実施し、その助言を踏まえた調査計画としました。
(2)土地の改変に伴う自然環境に対する影響 想定区域及びその周辺は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、山地災害危険地区調査要領(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改变量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、今後実施する詳細な地形状況の把握等の結果、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を踏まえた上で、必要に応じて専門家等のご助言もいただきながら、土砂の崩落や流出の可能性が高い箇所の改変ができる限り回避するとともに、土地の改变量を最小限に抑えるよう検討を行い、自然環境への影響を回避又は極力低減に努めます。
(3)植物及び生態系に対する影響 想定区域及び周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落(Ⅱ)及びチシマザサ-ブナ群団等の植生、同調査の第2回・第3回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「銀杏峰のキャラボク林」及び「部子山のブナ林」並びに森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。	配慮書段階の事業実施想定区域を対象に、植生に係る先行調査を実施しました。その結果、事業実施想定区域の東側において自然度の高い植生が確認されたことから、これらの自然度の高い植生を風力発電機設置範囲から除外するよう計画を見直しました。また、特定植物群落についても現地でその範囲を確認し、「銀杏峰のキャラボク林」及び「部子山のブナ林」に相当すると考えられる植生の範囲を除外しました。 風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、引き続き実施する現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は低減するように努めます。

経済産業大臣の意見	事業者見解
<p>(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、「銀杏峰」、「宝慶寺いこいの森」及び「部子山」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合い活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、関係地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>配慮書段階の事業実施想定区域から方法書時点の対象事業実施区域の検討において、自然度の高い植生や人と自然との触れ合いの活動の場等を考慮し東側部分を大きく削減しました。その結果、「銀杏峰」及び「部子山」については対象事業実施区域外となり、直接改変による影響を回避しました。なお、「宝慶寺いこいの森」は対象事業実施区域内に位置していますが、既存林道を活用した搬入道路としての利用を想定しているものです。</p> <p>今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、方法書以降の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の設置状況や利用状況を把握し予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減いたします。</p> <p>また、当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえるよう努めます。</p>
以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。	検討の経緯及び内容について、今後の方針書以降の図書において適切に記載します。